

先行事例における業務実績評価の基本方針比較

	地方独立行政法人堺市立病院機構 業務実績評価の基本方針	地方独立行政法人神戸市民病院機構の実績に関する評価の基本方針	地方独立行政法人福岡市立病院機構 業務実績評価の方針	地方独立行政法人加古川市民病院機構の業務実績に関する評価の基本方針	地方独立行政法人りんくう総合医療センターに対する評価の基本方針		地方独立行政法人京都市立病院機構 業務実績評価基本方針		
前文	地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 28 条第 1 項及び第 30 条第 1 項の規定に基づき、堺市地方独立行政法人堺市立病院機構評価委員会（以下「評価委員会」という。）が地方独立行政法人堺市立病院機構（以下「法人」という。）の業務実績に関する評価（以下「評価」という。）を実施するにあたっては、以下の方針に基づき行うものとする。	地方独立行政法人法第 28 条第 1 項及び第 30 条第 1 項の規定に基づき、地方独立行政法人神戸市民病院機構評価委員会（以下「評価委員会」という。）において地方独立行政法人神戸市民病院機構（以下「法人」という。）の評価を実施するにあたっては、以下の方針に基づき行うものとする。	地方独立行政法人法第 28 条第 1 項及び第 30 条第 1 項の規定に基づき、地方独立行政法人福岡市立病院機構評価委員会（以下「評価委員会」という。）が実施する地方独立行政法人福岡市立病院機構（以下「法人」という。）の業務実績に関する評価（以下「評価」という。）については、以下の方針に基づき行うものとする。	地方独立行政法人法第 28 条第 1 項及び第 30 条第 1 項の規定に基づき、地方独立行政法人加古川市民病院機構評価委員会（以下「評価委員会」という。）が地方独立行政法人加古川市民病院機構（以下「法人」という。）の業務実績に関する評価を実施するにあたっては、以下の方針に基づき行うものとする。	地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 28 条第 1 項及び第 30 条第 1 項の規定に基づき、地方独立行政法人りんくう総合医療センター（以下「法人」という。）に対する評価を実施するにあたっては、以下の方針に基づき行うものとする。	前文	地方独立行政法人京都市立病院機構評価委員会（以下「評価委員会」という。）が、地方独立行政法人法（以下「法」という。）第 28 条第 1 項及び第 30 条第 1 項に規定する地方独立行政法人京都市立病院機構（以下「法人」という。）の業務の実績の評価を行うにあたっては、以下の基本方針に基づくものとする。		
方針	(1) 評価は、法人が中期目標を達成するために、業務運営の改善及び効率化が進められること及び法人の質的向上に資することを目的として行うものとする。	(1) 評価は年度計画及び中期計画の実施状況を確認及び分析し、法人の業務、組織、決算等業務の実績の全体について総合的に判断して行う。	(1) 評価は、法人が中期目標を達成するために、業務運営の改善及び効率化が進められること及び法人の質的向上に資することを目的として行うものとする。	(1) 法人が行う業務の公共性及び透明性の確保並びに法人が中期目標を達成するための業務の質の向上や業務運営の改善及び効率化に資することを目的に評価を行う。	(1) 評価は、中期目標及び中期計画の達成状況等を踏まえ、法人の業務運営等について多面的な観点から総合的に評価を行い、法人の継続的な質的向上に資するものとする。	目的	評価委員会が行う法人の業務実績評価は、法人の業務実績を把握、分析し、これを総合的に評定することにより、法人の各事業年度及び中期目標の期間における業務の実績を具体的かつ分かりやすい形で示し、法人の業務運営の一層の改善と公共性、透明性の確保に資することを目的とする。		
	(2) 評価は、年度計画及び中期計画の実施状況を確認し、分析した上で、堺市との連携による市民の健康の維持及び増進への寄与の状況や法人の業務運営等について総合的に判断して行うものとする。	(2) 法人が中期目標を達成するために、評価を通じて法人の業務運営の改善及び効率化が進められるとともに、質的向上に資することを目的に評価を行うこととする。	(2) 評価は、年度計画及び中期計画の実施状況を確認及び分析し、法人の業務運営等について総合的に判断して行うものとする。	(2) 中期目標の達成状況及び中期計画・年度計画の実施状況を適正に確認し、分析した上で次の観点から総合的に判断して評価を行う。	(2) 評価を通じて、中期目標及び中期計画の達成に向けた取組状況等を市民にわかりやすく示すものとする。				
	(3) 単に実績数値にとらわれることなく、中期計画及び年度計画を達成するための業務運営の改善や効率化等をめざした特色ある取組や様々な工夫、また、中期計画及び年度計画に記載していない事項であっても地域医療の充実などに寄与する取組については、積極的に評価する。	(3) 年度計画及び中期計画を達成するために業務運営の改善や効率化等の特色ある取組や様々な工夫を行った場合は積極的に評価し、単に実績数値にとらわれないものとする。	(3) 年度計画及び中期計画を実現するために、法人として特色ある取組や様々な工夫を行った場合は積極的に評価することとし、単に実績数値にとらわれないものとする。	① 業務運営の改善及び効率化等の特色ある取組や様々な工夫、また、中期計画及び年度計画に記載していない事項であっても地域医療の充実などに寄与する取組については、積極的に評価する。	(3) 業務運営の改善や効率化等の特色ある取組や様々な工夫を積極的に評価するものとする。			評価の視点	(1) 法人が、中期計画に従い、自律的に業務運営を行っていること。 (2) 法人が、業務を効率的かつ効果的に実施していること。 (3) 法人が、公共性の高い業務を着実に実施するとともに、業務運営の透明性の確保を十分に図っていること。
		(4) 法人に評価結果の通知を行う際、必要があると認めるときには、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。		② 救急医療及び高度医療をはじめとした安全で良質な医療を提供するとともに、地域の医療機関及び加古川市と連携して、住民の健康の維持及び増進への寄与を考慮する。	留意点				
	(4) 評価にあたっては、地域医療の状況や診療報酬の改定など法人を取り巻く環境の変化などを考慮する。	(5) 年度計画及び中期計画の評価結果内容や勧告を行った場合にはその内容を市民に分かりやすく示すこととする。		③ 単に実績数値にとらわれることなく、地域医療の状況や診療報酬の改定など法人を取り巻く環境の変化などを考慮する。					
(5) 評価方法については、法人を取り巻く環境変化などを踏まえ、柔軟に対応するとともに、必要に応じて見直しを行うものとする。	(6) 評価の方法については、法人を取り巻く環境変化などを踏まえ柔軟に対応するため、必要に応じて見直しを行うこととする。	(4) 評価方法については、法人を取り巻く環境変化などを踏まえ、柔軟に対応するとともに、必要に応じて見直しを行うものとする。	(3) 評価の方法については、法人を取り巻く環境の変化などを踏まえ、一層適切なものとなるよう、必要に応じて見直しを行う。	(4) 法人を取り巻く環境の変化等を踏まえ、必要に応じて評価の方法を見直すものとする。					

先行事例における業務実績評価の基本方針比較

	地方独立行政法人堺市立病院機構 業務実績評価の基本方針	地方独立行政法人神戸市民病院機構の実績に関する評価の基本方針	地方独立行政法人福岡市立病院機構 業務実績評価の方針	地方独立行政法人加古川市民病院機構の業務実績に関する評価の基本方針	地方独立行政法人りんくう総合医療センターに対する評価の基本方針		地方独立行政法人京都市立病院機構 業務実績評価基本方針
			(5) 評価結果を法人に通知する場合は、法人に対し、意見申立ての機会を付与するものとする。				中にあるの進捗よく状況を念頭に置き行うこと。 (3) 評価を通じて、法人の業務運営における改善点を具体的に明らかにし、その一層の改善と公共性、透明性の確保に資すること。
評価方法 (報告書提出)			法人は、各事業年度及び中期目標期間終了後3月以内に、当該期間における業務の実績を明らかにした報告書(以下「業務実績報告書」という。)を評価委員会に提出する。その際、各事業年度の業務実績報告書においては、年度計画に記載されている小項目などについて法人が行った自己評価をあわせて記載する。			評価方法 (法規定)	法第28条第2項及び第30条第2項の規定により、法人の業務の実績の評価は、各事業年度における中期計画の実施状況又は中期目標の期間における同目標の達成状況を調査及び分析し、その結果を考慮して業務の実績の全体について総合的な評定をして行うとされていることを踏まえ、評価は以下のとおり行うこととする。
(評価種類等)	評価は、各事業年度終了時に実施する「年度評価」と中期目標期間終了時に実施する「中期目標期間評価」とし、それぞれ「項目別評価」と「全体評価」により行うものとする。	評価は、各事業年度終了時に実施する「年度評価」と、中期目標期間終了時に実施する「中期目標期間評価」と「全体評価」により行うこととする。	評価委員会は、提出された業務実績報告書をもとに、法人からの意見聴取等を踏まえて業務の実施状況を確認及び分析し、総合的な評価を行う。評価は、各事業年度終了時に実施する「年度評価」と、中期目標期間終了時に実施する「中期目標期間評価」とし、それぞれ「項目別評価」と「全体評価」により行うものとする。	評価は、毎事業年度終了時に実施する「年度評価」と、中期目標期間終了時に実施する「中期目標期間評価」とし、それぞれ「項目別評価」と「全体評価」により行う。	評価は、各事業年度終了時に実施する「年度評価」と中期目標期間終了時に実施する「中期目標期間評価」と「全体評価」により行うものとする。	(評価実施)	評価委員会は、提出された業務実績報告書をもとに、法人からの意見聴取等を踏まえて業務の実施状況を確認及び分析し、総合的な評価を行う。評価は、各事業年度終了時に実施する「年度評価」と、中期目標期間終了時に実施する「中期目標期間評価」とし、それぞれ「項目別評価」と「全体評価」により行うものとする。
(年度評価)	中期計画及び年度計画に記載されている小項目、大項目及び全体について評価を行う。なお、年度評価に係る評価基準等の詳細については、別途実施要領で定めるものとする。 ① 項目別評価 法人が、小項目について病院の実績がわかるように自己点検・自己評価を行い、これに基づき評価委員会において確認及び分析し、項目別評価(小項目及び大項目)を行う。 ② 全体評価 項目別評価の結果を踏まえ、年度計画の実施状況、中期計画の進捗状況その他業務運営全体について	中期計画及び年度計画に記載されている小項目、大項目及び全体について評価を行う。 評価に当たっては、小項目について病院ごとの実績がわかるように工夫し、病院の自己点検に基づき、法人としての自己評価を行い、これに基づき評価委員会において確認及び分析し、項目別評価(小項目及び大項目)を行い、項目別評価の結果を踏まえつつ、中期計画、年度計画の進捗状況全体について総合的に評価する。	中期計画及び年度計画に記載されている小項目、大項目及び全体について評価を行う。 評価に当たっては、小項目について病院ごとの実績がわかるように工夫し、病院の自己点検に基づき、法人としての自己評価を行い、これに基づき評価委員会において確認及び分析し、「項目別評価」(小項目及び大項目)を行い、「項目別評価」の結果を踏まえつつ、中期計画、年度計画の進捗状況全体について総合的に評価を行う。	① 項目別評価 中期計画及び年度計画に掲げる事項の実施状況について、各病院の自己点検に基づく法人の自己評価を評価委員会において確認及び分析し、項目別評価を行う。 ② 全体評価 項目別評価の結果を踏まえ、年度計画の実施状況、中期計画の進捗状況その他業務運営全体について	① 中期計画及び年度計画に記載されている小項目、大項目及び全体について評価を行う。 ② 法人が自己評価・自己点検を行い、これをもとに評価委員会において、検証、評価又は進捗状況の確認を行う。	(年度評価)	法人において、中期計画及び年度計画に記載されている小項目について評価を行う。 評価委員会において、法人の自己評価を確認及び分析し、「項目別評価」(小項目及び大項目)を行い、「項目別評価」の結果を踏まえつつ、中期計画、年度計画の進捗状況全体について総合的に評価を行う。

先行事例における業務実績評価の基本方針比較

	地方独立行政法人堺市立病院機構 業務実績評価の基本方針	地方独立行政法人神戸市民病院機構の実績に関する評価の基本方針	地方独立行政法人福岡市立病院機構 業務実績評価の方針	地方独立行政法人加古川市民病院機構の業務実績に関する評価の基本方針	地方独立行政法人りんくう総合医療センターに対する評価の基本方針		地方独立行政法人京都市立病院機構 業務実績評価基本方針
	て総合的に評価する。	年度評価に係る評価の詳細については、別途実施要領を定めるものとする。	なお、「年度評価」に係る評価基準等の詳細については、別途実施要領で定めるものとする。	て総合的に評価する。	③ 年度評価に係る評価基準等の詳細については、別途、評価実施要領において定めるものとする。		なお、「年度評価」に係る評価基準等の詳細については、別途実施要領で定めるものとする。
(中期目標期間評価)	<p>中期計画に記載されている大項目及び全体について評価を行う。なお、中期目標期間評価に係る評価基準等の詳細については、別途、評価実施要領で定めるものとする。</p> <p>① 項目別評価 当該中期目標期間中に行った年度評価の結果を踏まえ、評価委員会において確認及び分析し、項目別評価（大項目）を行う。</p> <p>② 全体評価 項目別評価の結果を踏まえ、当該中期目標期間における業務運営全体について総合的に評価する。</p>	<p>中期目標に記載されている大項目及び全体について評価を行う。評価に当たっては、中期目標期間における中期目標の達成状況について、当該期間中の年度評価の結果を踏まえつつ、評価委員会において確認及び分析し、項目別評価（大項目）を行う。さらに、項目別評価の結果を踏まえ、当該中期目標期間における業務実績全体について総合的に評価する。</p> <p>中期目標期間評価に係る評価の詳細等については、別途実施要領を定めるものとする。</p>	<p>② 中期目標期間評価 各「年度評価」の評価結果も踏まえつつ、中期計画に記載されている大項目及び全体について評価を行う。評価に当たっては、当該期間における中期目標の達成状況について、当該期間中の「年度評価」の結果を踏まえつつ、評価委員会において確認及び分析し、「項目別評価」（大項目）を行う。さらに、「項目別評価」の結果を踏まえ、当該中期目標期間における業務実績全体について総合的に評価する。</p> <p>なお、「中期目標期間評価」に係る評価基準等の詳細については、別途実施要領で定めるものとする。</p>	<p>① 項目別評価 中期目標期間における中期目標の達成状況について、当該中期目標期間中に行った年度評価の結果を踏まえ、評価委員会において確認及び分析し、項目別評価を行う。</p> <p>② 全体評価 項目別評価の結果を踏まえ、当該中期目標期間における業務運営全体について総合的に評価する。</p> <p>年度評価及び中期目標期間評価に係る評価の詳細については、それぞれ別途実施要領を定めるものとする。</p>	<p>① 中期目標に記載されている大項目及び全体について評価を行う。</p> <p>② 中期目標の達成状況について、当該期間中の年度評価の結果を踏まえつつ、当該中期目標期間における業務実績全体について総合的に評価する。</p> <p>③ 中期目標期間評価に係る評価基準等の詳細については、別途、評価実施要領において定めるものとする。</p>	(中期目標期間評価)	<p>各「年度評価」の評価結果も踏まえつつ、中期計画に記載されている大項目及び全体について評価を行う。評価に当たっては、当該期間における中期目標の達成状況について、当該期間中の「年度評価」の結果を踏まえつつ、評価委員会において確認及び分析し、「項目別評価」（大項目）を行う。さらに、「項目別評価」の結果を踏まえ、当該中期目標期間における業務実績全体について総合的に評価する。</p> <p>なお、「中期目標期間評価」に係る評価基準等の詳細については、別途実施要領で定めるものとする。</p>
評価の進め方 (報告書提出)	法人は、各事業年度及び中期目標期間終了後3か月以内に、当該期間における業務の実績を明らかにした報告書を評価委員会に提出するものとする。	法人は、各事業年度及び中期目標期間終了後3か月以内に、当該期間における業務の実績を明らかにした事業報告書を評価委員会に提出する。その際、各事業年度の事業報告書においては、年度計画に記載されている小項目について法人が行った自己評価をあわせて記載する。			法人は、各事業年度及び中期目標期間終了後3か月以内に、当該期間における業務の実績を明らかにした報告書を評価委員会に提出するものとする。		
(評価実施)	評価委員会は、提出された報告書をもとに、法人からの意見聴取を踏まえて業務実績を確認及び分析し、総合的な評価を行う。	評価委員会は、提出された報告書をもとに、法人からの意見聴取を踏まえて業務の実施状況を確認及び分析し、総合的な評価を行う。		評価委員会は、法人から各事業年度及び中期目標期間終了後3か月以内に提出された業務実績を明らかにした報告書をもとに、法人からの意見聴取を踏まえて業務の実施状況を確認及び分析し、総合的に判断して評価を行う。	評価委員会は、提出された報告書をもとに、法人からのヒアリング等を踏まえて業務実績を調査分析し、総合的な評価を行う。		

先行事例における業務実績評価の基本方針比較

	地方独立行政法人堺市立病院機構 業務実績評価の基本方針	地方独立行政法人神戸市民病院機構の実績に関する評価の基本方針	地方独立行政法人福岡市立病院機構 業務実績評価の方針	地方独立行政法人加古川市民病院機構の業務実績に関する評価の基本方針	地方独立行政法人りんくう総合医療センターに対する評価の基本方針		地方独立行政法人京都市立病院機構 業務実績評価基本方針
(意見申して機会の付与)	評価委員会は、評価結果の決定に当たり、法人に対し評価結果(案)に対する意見申立ての機会を付与する。	評価委員会は、評価結果の決定に当たり、法人に対し評価結果(案)に対する意見申立ての機会を付与する。		評価委員会は評価結果の決定に当たり、法人に対し評価結果(案)に対する意見申立ての機会を付与する。	評価委員会は、評価結果の決定に当たり、法人に対し評価結果(案)に対する意見申立ての機会を付与する。		
(結果通知等)				評価委員会は、評価結果を遅滞なく法人に通知するとともに、法人が中期目標を達成するため必要があると認めるときには、あわせて業務運営の改善その他の勧告をする。			
(結果公表等)		評価委員会が法人に評価結果等を通知した場合には、遅滞なくその通知に係る内容をホームページ等において公表する。		評価委員会は、評価結果を法人へ通知したときは、遅滞なくその通知に係る事項(前記(3)の勧告をした場合にあつては、その通知に係る事項及びその勧告の内容)を加古川市長に報告するとともにホームページ等において公表する。			
評価結果の活用	(1) 法人は、評価結果や勧告を受けて、法人として取り組む事項を明確にし、改善に取り組むとともに、その状況を評価委員会に報告する。	(1) 法人は、評価結果や勧告を受けて、法人として取り組む事項を明確にし、改善に取り組むとともに、状況を評価委員会に報告する。	(1) 法人は、評価結果や勧告を受けて、法人として取り組む事項を明確にし、改善に取り組むとともに、その状況を評価委員会に報告する。	(1) 法人は、評価結果や勧告を受けて、法人として取り組む事項を明確にし、改善に取り組むとともに、その状況を評価委員会に報告する。	(1) 法人は、評価結果を踏まえて、組織や業務運営等の改善に取り組むものとする。	評価結果の活用	法人は、評価結果や勧告を受けて、法人として取り組む事項を明確にし、改善に取り組むとともに、その状況を評価委員会に報告する。
					(2) 法人の業務継続の必要性及び組織のあり方等に関する検討、次期中期目標及び次期中期計画の策定の際には、中期目標期間の各年度の評価結果を活用するものとする。		
	(2) 法人の業務継続の必要性及び組織のあり方等に関する検討、次期中期目標の策定及び次期中期計画の作成に関して評価委員会が意見を述べる際には、中期目標期間の各年度の評価結果を踏まえるものとする。	(2) 法人の業務継続の必要性及び組織のあり方等に関する検討、次期中期目標の策定及び次期中期計画の作成に関して、評価委員会が意見を述べる際には、中期目標期間の各年度の評価結果を踏まえるものとする。	(2) 法人の業務継続の必要性及び組織のあり方等に関する検討、次期中期目標の策定及び次期中期計画の作成に関して、評価委員会が意見を述べる際には、中期目標期間の各年度の評価結果を踏まえるものとする。	(2) 法人の業務継続の必要性及び組織のあり方等に関する検討、次期中期目標の策定及び次期中期計画の作成に関して、評価委員会が意見を述べる際には、中期目標期間の各年度の評価結果を踏まえるものとする。	(3) 次期中期目標及び次期中期計画の策定に関して、評価委員会が意見を述べる際には、中期目標期間の各年度の評価結果を踏まえるものとする。		法第31条に規定する法人の業務継続の必要性及び組織のあり方等に関する検討、法第25条及び第26条に規定する次期中期目標の策定及び次期中期計画の認可に関して、評価委員会が意見を述べる際には、中期目標期間の各年度の評価結果を踏まえるものとする。
留意事項					法人において目標・計画を策定する際は、その達成状況を客観的に測定することができるよう、数値目標を設定することを基本とする。この場合において、数値目標の設定が困難なときは、達成状況が明らかになるように目標設定を工夫するものとする。		